

平成24年度 第2回 所沢市入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成24年11月26日(月) 午前10時00分から
開催場所	市役所4階 入札室
出席者の氏名	加藤 且行 (公認会計士) 小島 一男 (埼玉県川越県土整備事務所 所長) 林 真由美 (弁護士)
議事等	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会議資料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担当部課名	桑野財務部長 【担当課等】 林田宮繕担当参事、鈴木下水道建設課長、内堀スポーツ振興課長 川口工事検査担当参事、当麻水道部総務課主幹、他 担当課職員 【事務局】 内野財務部次長 玉川契約課長 他 事務局職員

※議事概要等については、別紙のとおり

## 別紙

委員（意見・質問等）	事務局（説明・回答）
<p><b>議 事</b></p> <p><b>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</b></p> <p><b>2 審議事案の抽出結果報告</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出委員により、審議の対象となる事案の中から、辞退の多い事案、落札率が低い事案及び随意契約の事案4件を抽出した。</li> </ul> <p><b>3 抽出された事案の審議</b> （市発注・一般競争入札）</p> <p>(1) 所沢市立北秋津小学校校舎B工区及び屋内運動場耐震補強工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・辞退の理由については確認していますか。</li> <li>・辞退届の時期は把握していますか。</li> <li>・3グループによる一抜け方式の説明が事務局からありましたが、どのようにグループ分けしたのですか。</li> <li>・入札参加資格に特定建設業の許可を有している者としている理由は。</li> <li>・市内本店で特定建設業の許可を有する業社が10社ということであると、工事を施工する業者が限られてくるようなので、もう少し業者を増やすことを検討されると良いと思います。</li> <li>・入札制度の適切な運営のためにも、辞退の場合には理由を把握し、原因や問題点等を検証するシステムがあっても良いと思います。</li> </ul>	<p>平成24年4月1日から9月30日までの、市及び水道部発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県電子入札共同システムを利用した電子入札においては、システム上で辞退届は提出できませんが、辞退理由までは求めておりません。</li> <li>・入札書提出期間において、各社異なった日に提出しております。</li> <li>・11件の工事案件を金額や施工場所などを勘案し、3グループに分けました。</li> <li>・設計金額から、特定建設業の許可が必要とされる金額以上の工事を下請けに出すことが予想されることから、特定建設業の許可を有していることを参加条件としました。</li> </ul>

(市発注・一般競争入札)

(2) 所沢市消防本部通信指令センター改修工事

・入札参加対象業者が25社いるにもかかわらず、応札者が2社で、さらに1社辞退した状況についてどのように考えていますか。

・設計金額が低すぎて、応札者が少なかったということは考えられませんか。

・1社入札は有効ですか。公告等で行っていますか。

・辞退の理由を把握し、原因や問題点等を検証した方が良いと思います。

(市発注・指名競争入札)

(3) 合流改善西新井町貯留施設築造工事

・この案件は、入札額が調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を行ったようですが、どのような理由で入札額が低かったのでしょうか。

・入札金額が1社を除いて、2億円台前半となっており、設計金額に対してかなり乖離しているようですが、ことについてはどのよう

・一般競争入札で執行しておりますので、入札参加者数が少ない理由は把握しておりませんが、工事の内容が消防本部の通信指令センターであり、24時間稼働している中での工事となるため、現場への配慮や工事のやりにくさなどを業者側で総合的に勘案した結果として1社入札となったものと考えております。

・設計金額につきましては、県の基準の単価等を使用しておりますので設計が低すぎることはないと思いますが、現場への配慮や工事のやりにくさなどが経費等に反映された結果、業者側で採算に合わないと判断されたのではないかと考えております。

・電子入札で執行する場合は有効としており、要領で定めております。

・受注業者は、本工事の中で泥濃式推進工の部分において、施工実績や施工ノウハウを持っていることから施工日数の短縮が図れること、協力会社が保有する推進機等を使用することで機械器具の損料や人件費等を大幅に抑えることが可能であること、材料費についても関東4支店で集中的に調達することで安価に調達できるとのことでした。また、受注業者の支店全体での手持工事や今後の受注予定の工事における粗利益等を加味し精査したところ、本案件の入札額でも施工できると判断したとのことでした。

・設計金額については、国の補助事業ということもあり、県の基準の単価や歩掛を使用し積算しております。

に考えていますか。

- ・ 県の基準を遵守する義務はあるのですか。
- ・ 補助金はどれくらいの割合ですか。
- ・ 審議2の案件のような業者にとってやりづら  
い案件については、設計金額の上乗せは出来  
ないのですか。
- ・ この案件も辞退者が多いので辞退理由を把握  
できれば良いと思います。

(市発注・随意契約)

#### (4) 市民体育館メインアリーナ塗装工事

- ・ 受注業者の年商は把握していますか。
- ・ 受注業者はどのようにして探したのですか。
- ・ 今後も体育施設のライン塗装工事は、この  
業者と随意契約ということになるのでしょうか。
- ・ 次回は事前に調査をしたうえで、もっと業  
者選定の範囲を広げられるような方策を検討  
していただきたい。

#### 4 その他

次回の審議事案の抽出：小島委員長

- ・ 補助金等を受ける場合、通常はこの規準を  
遵守することになります。
- ・ 契約金額の2分の1です。
- ・ 国からの補助金については、会計検査にお  
いて上乗せした根拠を明確に示せない場合  
は、補助金を返還することにもなりますので、  
県や国の積算基準で積算することが一般的な  
やり方です。

- ・ 年商は把握しておりませんが、技術者名簿  
の中に実務経験欄があり、これによりある程  
度は業者の実績を確認することができます。
- ・ 本工事と同様の実績があり、バスケットボ  
ールのルールにも精通した業者は、県内では  
この業者のみということを選定しました。
- ・ 工事の内容によります。